

下 教 政 第 3 0 4 号
令和6年(2024年)3月28日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 木 本 暢 一 様
同 田 中 義 一 様

下関市教育委員会
教育長 磯 部 芳 規

定期監査の結果に対する措置について

令和3年(2021年)7月12日付け監査報告第13号により通知のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項等について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、通知いたします。

なお、中央図書館、長府図書館、彦島図書館、菊川図書館、豊田図書館、豊浦図書館、菊川教育支所に係る措置については、令和4年12月1日付け下教政1437号で報告しており、今回の報告は、菊川教育支所管内の小学校及び中学校(全4校)に係る措置について報告するものです。

定期監査の結果に対する改善措置等の状況（報告書記載事項）

教育委員会 菊川教育支所管内の小学校及び中学校（全4校）
<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第17条第4項に基づいて、市長がスポーツ共済掛金の一部を児童生徒の保護者から徴収するにあたり、不適切な事務処理が見受けられた。</p> <p>まず、市長は児童生徒の保護者への納入の通知を行っていない。教育委員会からの災害共済加入の案内や、学校長からの集金に関する連絡書面はあるが、これらは関係法令等に定めるところによる納入の通知にあたらぬ。</p> <p>また、菊川中学校では、ほとんどの保護者から口座振替により当該掛金のうち保護者から徴収すべき額を集金をしているが、市の公金口座ではなく、学校長名義の口座を振替先としている。さらに学校長は、保護者からの校納金等公金以外の金額とあわせて振り替えられた金額から、スポーツ共済掛金の相当額を学校長名義の口座から引き出して、分任出納員として、公金口座に払込んでいるが、その際、児童生徒の保護者へ領収書の交付を行っていない。</p> <p>市の歳入の収入方法は、公正さと確実さを担保するためにも、地方自治法、地方自治法施行令等において定めるところによりこれを行う必要があるが、本件においては、前述のとおり適正な方法で収入されているとは言えない。関係法令等に則し、適正に事務処理されたい。</p>
<p>(改善措置状況)</p> <p>スポーツ共済掛金や学校給食費については、令和6年度に債権管理システムを導入し、令和7年4月から完全公会計化する予定で進めている。これにより、納入通知書は市から各保護者に送付すること、徴収も口座振替又は納付書払いによって市が直接行うこととなる。</p>

以上